

令和8年7月7日

市政記者クラブ 様

交通局自動車部自動車運転課
(川原 972-3944)

道路運送法等違反に伴う警告書の受領について

令和7年12月1日に楠営業所（三重交通株式会社に委託）において、横断歩行者に重傷を負わせた事故について、本日、中部運輸局から道路運送法等違反により警告書の交付を受けました。

市民の皆さまやお客さまをはじめ、今回の事故で被害にあわれた方にご迷惑をおかけし、信頼を大きく損ねることとなったことに深くお詫び申し上げます。

今後、輸送の安全確保に向けて関係法令の厳守をはじめとする再発防止策を徹底し、厳正な運行管理を行ってまいります。

1 違反内容及び違反条項

主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

2 行政処分等の内容

文書警告

3 再発防止策

今回の事故および警告書の受領を受け、二度と同様の事故を発生させないよう、改めて全乗務員に対し安全最優先の徹底および道路交通法等の法令順守を徹底するよう指導しました。

(参考)

事故の概要は以下のとおり。

- 1 日 時 令和7年12月1日(月) 午後3時31分頃
- 2 場 所 名古屋市西区貴生町8番地先路上
(市道 上小田井第114号線)
- 3 所 属 楠営業所(三重交通株式会社に委託) 運転士(49歳)
- 4 系 統 名駅26系統 平田住宅 午後3時18分発 名古屋駅行
- 5 負 傷 者 横断歩行者 1名(85歳女性 重傷)
- 6 状 況 市バスが上記場所を右折した際、横断歩道上の歩行者の発見が遅れたため、当方車の右側面部が関係者と衝突し、その反動で関係者が転倒しました。

※ 年齢は事故発生日現在